

アプリからの口座開設に係る特約

1. 特約の適用範囲等

- (1) この特約は「信用金庫口座開設アプリ」（以下「口座開設アプリ」という）から開設した尾西信用金庫（以下、「当金庫」という）のスマホ専用普通預金に適用される事項を定めるものです。
- (2) スマホ専用普通預金は、「普通預金規定」、「キャッシュカード規定」、「びしんインターネットバンキングサービス利用規定」、（以下、あわせて「各種預金規定」という）によるほか、本特約により取り扱います。
なお、「各種預金規定」とこの特約とで相違が生じる場合には、本特約が優先して適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは「普通預金規定」に従います。

2. 口座の利用開始

口座開設アプリから申込みにより開設されたスマホ専用普通預金は、当金庫が所定の開設手続き後に本人限定受取郵便で送付するキャッシュカード等をお客さまが受領し、当金庫所定の本人確認手続きが完了した時から利用できます。

ただし、本人限定受取郵便で送付したキャッシュカード等が当金庫に返戻されてきた場合には、当金庫はお客さまに通知することなく、開設したスマホ専用普通預金を解約できるものとします。

スマホ専用普通預金の取引開始に関しては、スマホ専用普通預金を開設し、「キャッシュカード」を発行のうえ、「びしんインターネットバンキングサービス」の利用登録を行います。

3. 通帳の不発行

スマホ専用普通預金は、通帳を発行いたしません。

スマホ専用普通預金の取引明細等は「びしんインターネットバンキングサービス」を利用してお客さま自身で確認することができます。

確認可能期間経過後に取引明細等を必要とされる場合は、当金庫所定の方法によりお申込みをいただくことにより発行いたします。なお、この場合当金庫所定の手数料を支払うものとします。

4. 普通預金の預入れ、払戻し等

- (1) お客さまは、当金庫および当金庫と提携している金融機関等の現金自動預払機により、現金の預入れ、払戻し等を行うことができます。
- (2) スマホ専用普通預金を店頭で払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に記名しキャッシュカードと運転免許証とともに提出してください。

5. 解約

スマホ専用普通預金の解約は当金庫のお取引店の窓口で受付けます。当金庫所定の解

約依頼書に記名して、キャッシュカードと運転免許証とともに提出してください。

6. 免責事項

次の事由によりスマホ専用普通預金のサービスの取扱いに遅延、不能、漏洩等があっても、これによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

- (1) 当金庫所定の本人確認手続きにより、本人と認めて取扱いを行ったにもかかわらず、暗証番号等に盗用または不正使用等があった場合
- (2) 災害・事変等当金庫の責めに帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があった場合
- (3) 当金庫および金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、公衆回線等の通信経路において盗聴等がなされたことによりお客さま情報が漏洩した場合
- (4) お客さまが各種届出事項の変更を怠った場合

7. 印鑑レス

口座開設アプリから開設する口座は、原則、お客さまがこのスマホ専用普通預金取引にあたり使用する印章の印影の届出を不要とします。この取扱いを印鑑レスといいます。

ただし、公共料金等各種口座振替の引落とし口座にこのスマホ専用普通預金を指定する場合および当金庫への諸届出等を行う場合は、別途、当金庫書式を使用して取引に使用する印章の印影を届出いただきます。

印章の印影の届出を受付ける際には、キャッシュカードと運転免許証により本人確認等を行います。

8. 取引種類・内容の変更

当金庫の都合により、スマホ専用普通預金で取扱う取引の種類・内容等を変更することがあります。この場合は、当金庫ホームページにて告知するものとします。

9. この特約の変更等

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上